

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

処分庁

[Redacted]

審査請求人が平成30年1月22日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成30年1月11日付けで行った法に基づく保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成29年5月29日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成29年6月12日、請求人は、処分庁に対し、共済年金支払通知書等を提出した。処分庁は、同年7月分の保護費の算定における共済年金の収入額の見込みの処理を行った。
- 3 平成29年6月20日、処分庁は同年6月分の保護費の算定について、共済年金の収入額の認定変更処理を行った。
- 4 平成30年1月10日、処分庁は請求人の共済年金に係る収入認定誤りが判明したため、同月11日付けで、処分庁は請求人に対し、第 [Redacted] 号による保護変更決定（以下「本件変更決定1」という。）、第 [Redacted] 号による保護変更決定（以下「本件変更決定2」という。）及び第 [Redacted] 号による保護

変更決定（以下「本件変更決定3」といい、本件変更決定1、本件変更決定2及び本件変更決定3を合せて「本件決定」という。）を行い、通知した。

- 5 平成30年1月22日、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁の事務のミスにより本来受け取れる生活保護費3ヶ月分117,000円余りが受け取れない。

平成29年8月、9月、10月分の保護費が支給できないとの事が納得できない。

- (2) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 本件変更決定1通知書には、「1 保護変更 平成29年11月1日」、「4 保護決定理由 請求人の共済年金額の受給額の変更があったため、年金はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3-(2)-ア-(ア)に基づき、平成29年11月より収入認定額を117,346→78,209円に変更し、追給額39,137円について算出し当月随時払いとします。」、「今回支給額 39,137円」との記載がある。

イ 本件変更決定2通知書には、「1 保護変更 平成29年12月1日」、との記載があり、保護決定理由及び今回支給額について、前記アと同様の記載がある。

ウ 本件変更決定3通知書には、「1 保護変更 平成30年1月1日」、との記載があり、保護決定理由及び今回支給額について、前記アと同様の記載がある。

- (3) 平成30年3月9日付けで、審理員は請求人に対して、後記2 処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また平成31年2月8日に反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年3月7日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至る経過

(ア) 平成29年5月29日 請求人世帯の保護開始

(イ) 平成29年6月12日 共済年金支払通知書等を受理

同月15日に受給予定の共済年金 234,693円を2で除した117,346円を、同年7月分保護費の算定における収入額の見込みとして認定する処理

(ウ) 平成29年6月16日 同年5月分の収入申告書及び、同年6月15日に受給した共済年金額が234,693円と確認できる通帳(写)を受理

(エ) 平成29年6月20日 同年6月分保護費に関し、共済年金収入額として117,346円を認定する変更処理

同年6月分の保護決定通知書を作成

(オ) 平成29年6月21日 同年6月分の保護決定通知書を発送

(カ) 平成29年6月27日 同年7月分の保護決定通知書を発送

(キ) 平成30年1月9日 請求人より年金収入認定額に誤りがあるとの指摘を受け、翌日訪問を行い年金受給額の確認をする旨伝える。

(ク) 平成30年1月10日 請求人宅を訪問し、平成29年8月分の保護費から共済年金収入額を78,209円に変更すべきであったが117,346円のまま変更処理を失念していたこと(国民年金は認定誤りがない旨確認)、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-2答1に基づき扶助費の遡及支給は平成29年11月分までになることを説明し謝罪する。

(ケ) 平成30年1月11日 平成29年11月分から平成30年1月分までの共済年金収入額を78,209円に認定する本件決定。平成29年11月分から平成30年1月分までの保護決定通知書(本件決定の通知書)を作成

(コ) 平成30年1月11日 平成29年11月分から平成30年1月分までの保護決定通知書(本件決定の通知書)を発送

イ 本件決定の正当性について

本件決定は、平成29年11月から平成30年1月までの間の保護費に関し、共済年金

収入認定額を117,346円から78,209円に変更し、追加支給するものであり、その算定に違法又は不当な点はない。

しかし、審査請求書には、「平成29年8月、9月、10月分の保護費が支給出来ないとの事が納得できない」と記載されていることから、本件における争点は、共済年金収入認定変更処理の失念により未支給であった扶助費の追加支給を、平成29年8月分から同年10月分まで遡及し支給できるかどうかである。請求人から共済年金支払通知書等を受領していたが、当時共済年金の収入認定変更処理が行われておらず、問答集問13-2答1に扶助費の遡及支給の限度について、「最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべき」であり、「3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」とあることから、共済年金収入認定変更は発見月からその前々月分までの3か月とする決定を行ったものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年6月12日付けのケース記録票には、「平成29年6月15日(初回)受給の共済年金の支払い通知書、その他1件書類の提出あり。写しをとる。同年6月15日受給すれば収入申告するよう指示した。(中略)同年6月受給の共済年金は234,693円となる $\div 2 = 117,346$ 円を7月1日付収入見込認定する。(6月認定分については、159条戻入予定)」との記載がある。

イ 平成29年6月12日に処分庁が受理した年金支払通知書には、同年6月支給期の支払額について、厚生年金・共済年金は195,614円、共済年金(経過的職域)は39,079円との記載がある。

ウ 平成29年6月12日に処分庁が受理した老齢厚生年金の年金額改定通知書には、支給年金額(年額)として、782,255円との記載がある。

エ 平成29年6月12日に処分庁が受理した退職共済年金(経過的職域)の年金額改定通知書には、支給年金額(年額)として、156,268円との記載がある。

オ 平成29年6月12日起案の同年7月分の保護決定調書には、「決定理由 請求人の平成29年6月受給の年金の7月認定便(月額)を収入見込認定します。」との記載があり、収入充当額として、117,346円との記載がある。

カ 平成29年6月16日に処分庁が受理した請求人の収入申告書には、収入として、「共済年金 117,346円」との記載がある。また、通帳の写しには、同月15日の入金額として、「シチヨウソンネンキン 234,693」との記載がある。

キ 平成29年6月20日付けのケース記録票には、「平成29年6月15日に初回の年金

234,693円(平成29年4月・5月分)を受給する。234,693 \div 2 \approx 117,346円を6月1日付収入認定し、6月分を159条戻入とするので、納付書で返還してもらうように指示した。納付書を作成し、請求人宅に送付するので、近隣の金融機関で返還するように指示した。残り半額の117,346円については、7月1日付見込認定済であることから、返還してもらうのは、6月受給の年金のうち、117,346円のみであることを説明した。」との記載がある。

ク 平成29年6月20日起案の同年6月分の保護決定調書には、「決定理由 請求人が平成29年6月分より年金を受給しているため、年金はその実際の受給額を認定する旨を定めた次官通知第8-3-(2)-ア-(ア)に基づき、6月より月額117,346円の収入認定を開始します。」との記載があり、実支給額算定欄には、「返還117,346円」との記載がある。

ケ 平成30年1月9日付けのケース記録票には、「請求人2ヶ月に1回共済年金と国民年金を受給している。保護決定通知書の収入充当額が155,140円となっているが、2つの年金を合わせても月額155,140円も年金はないと申し出があった。月額あたり月116,003円しかないと申し出があった。(中略)請求人の収入充当額について確認したところ、月額収入認定していた額155,140と請求人の申し出の金額116,003円と一致しないことがわかった。(中略)請求人宅に年金の受給額を確認しに行くことを伝え、記帳した通帳の写しを用意してもらうよう依頼した。」との記載がある。

コ 平成30年1月10日付けのケース記録票には、「請求人の年金振込先の通帳について提出あり。平成29年8月15日、10月15日、12月15日受給の国民年金75,589円、共済年金156,419円の振込額があることを確認した。(国年は月額37,794円、共済年金は78,209円)共済年金について平成29年6月15日の初回受給額が234,693円(平成29年3、4、5月分)同年6月1日付(234,693円 \div 2 \approx)117,346円収入認定(159条戻入)し、7月1日付117,346円を収入認定した。8月1日以降の収入認定について、8月受給する共済年金の金額については、金額が下がるので認定変更しなければならなかったが、認定変更できていなかった。請求人から今月に気づいたと申し出があり、判明した。【請求人の国民年金については初回平成29年7月14日(平成29年3、4、5月分を113,442円を遡及受給し、法第63条返還決定を行った。8月15日受給分より75,589円 \div 2 \approx)37,794円を8月1日付収入認定し、8月以降相違なく収入認定済である。】請求人から平成29年6月12日にA共済組合よりの共済年金の年金支払通知書、他の通知書の提出があつたにもかかわらず、平成29年8月15日受給分からの共済年金の認定変更を失念していたことを謝罪した。については法上遡れるのは、問答集問13-2答1に基づき扶助費追加支給の限度は、発見月からその前々月分までの3ヶ月程度と考えるべきであり、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないとするこ

とから、平成29年11月以降分からしか共済年金の差額分の(117,346-78,209=39,137)×3月=117,411円を支給できないことを問答集を用い、請求人に説明した。請求人了承。請求人差額支給分については、金銭面苦しく随時払いを希望している。」との記載がある。

サ 平成30年1月10日に処分庁が受理した請求人の平成29年8～10月分の収入申告書には、国民年金の受給額として37,794円、共済年金の受給額として78,209円との記載がある。また、通帳の写しには、通帳の写しには、平成29年8月15日、同年10月13日及び同年12月15日の入金額として、「シチヨウソンネンキン156,419」との記載がある。

シ 平成30年1月11日付けのケース記録票には、「請求人の共済年金について月額117,346円→78,209円 平成29年11月1日付収入認定変更を行う。追給額39,137円については、当月随時払いとする。月額117,346円→78,209円 平成29年12月1日付収入認定変更 追給額39,137円については、当月随時払いとする。月額117,346円→78,209円 平成30年1月1日付収入認定変更 追給額39,137円については、当月随時払いとする。月額117,346円→78,209円 平成30年2月1日付収入見込認定変更する。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。これを受けて、保護の基準が定められている。
- (3) 次官通知の第8の3の(2)のアの(ア)において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)の第8の1の(4)のアにおいて、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険

法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。

(5) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。)の問第10の11の答では、実施機関からの追加支給を行うべき場合について、「次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること。」と定めている。

(6) 問答集の問13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要がある場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

2 本件決定について

(1) 年金収入の誤認定について

処分庁は、請求人の年金収入について、共済年金の初回受給額が3か月分であるにもかかわらず、2か月分の金額として収入認定したことにより、平成29年8月以降の保護費が過少支給となっていたことが平成30年1月に判明したため、前記理由(6)により、発見月の前々月である平成29年11月に遡り、同月分以降の保護費について追加支給するという本件決定を行ったことが認められる。

(2) 処分庁の瑕疵について

しかしながら、本件については、請求人から提出された共済年金支払通知書等により、平成29年8月分の保護費から共済年金収入認定額を変更すべきところ、これを処分庁が失念し、保護費が過少支給となっていたという事実は、処分庁自身が認めるところである。

この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決(最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁)が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けることができると規定し(2条参照)、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから(8条1項参照)、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せかんがみると、処分庁がその過誤により請求人の平成29年8月分以降の年金収入認定額を見直していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があるといえることができる。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした

生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって（要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。）、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるというべきである（東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照。）と判示する。

(3) まとめ

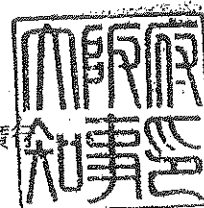
これらを踏まえると、処分庁の過誤により、平成29年8月分以降の保護費の決定処分に手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件決定がこれら決定の適法性を前提として平成29年11月分以降の保護費の不足分のみ遡及支給を行っている点で、本件処分には違法又は不当な点があると認められ、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年3月27日

審査庁 大阪府知事職務代理者
大阪府副知事 竹内 廣行



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。）、

処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。